

# 重粒子線治療の対象について ～腎臓がんの場合～

## 【対象となる場合】

### リンパ節転移・遠隔転移がない腎臓がん

※顕微鏡的な診断がついているかどうか必須ではありません

## 【対象とならない場合】

- もう一方の腎臓の機能が保たれていない場合
- 近接する腸管に浸潤している
- 消化管を避けて照射することが不可能である
- 治療範囲内に活動性の感染症がある場合
- その他医師が治療困難と判断した場合

## 【費用について】

- ◆ 重粒子線治療：照射費用 約314万円（先進医療）
- ◆ 診察・検査・薬など：公的保険適用（1～3割負担）

※ 先進医療特約付きの保険をお持ちの方は、詳細を保険会社へご確認ください

 リーフレットはこちら

<https://hic-east.jp/acms2025/media-download/311/2b9bfffef8ea4fdfb/PDF/>

